



熊本県公報

第 1 2 6 7 8 号

平成 29 年 12 月 1 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 30 年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託の一般競争入札の参加資格等…………… (税務課) 1
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止について…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定について…………… (") 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 5
- 公 告**
- 平成 30 年度及び 31 年度熊本県入札参加者資格審査申請要領 (県外建設業者)…………… (監理課) 6
- 平成 30 年度及び 31 年度熊本県入札参加者資格審査申請要領 (測量・建設コンサルタント等)…………… (") 8
- 平成 30 年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託の一般競争入札の実施…………… (税務課) 11
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 14
- 平成 29 年度砂利採取業務主任者試験合格者…………… (エネルギー政策課) 14
- 建築許可に係る公開による意見の聴取…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 15
- 保安林内の皆伐面積の限度の公表…………… (森林保全課) 15

告 示

熊本県告示第 1038 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
平成 30 年度自動車税納税通知書等作成に係る業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査 (以下、「資格審査」という。) を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成29年12月15日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日(熊本県の休日を含める)を定める条(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第1039号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

辻地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字上陳字辻480番1、480番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

小路地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字下陳字小路433番1、433番3

三竹地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字下陳字三竹805番、806番1、806番2、806番5、806番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1040号

平成28年2月26日熊本県告示第177号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城ノ平2-1	天草市本渡町、船之尾町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1041号

平成25年3月29日熊本県告示第372号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
船場 2	天草市下浦町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 4 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城ノ平 2-1	天草市本渡町、船之尾町	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
船場 2	天草市下浦町	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり

(別図 1 から 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 4 3 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市中神町字大柿字杉ノ迫 7 1 8 番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 4 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市東大塚町字岩塚 3 0 9 6 番、字金山 3 0 9 7 番 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 4 5 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
窪田 謙次	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ステーション	八代市萩原町 2 丁目 6-45	平成 29 年 9 月 30 日

（はり師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
窪田 謙次	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ステーション	八代市萩原町 2 丁目 6-45	平成 29 年 9 月 30 日

（きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
窪田 謙次	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ステーション	八代市萩原町 2 丁目 6-45	平成 29 年 9 月 30 日

熊本県告示第 1046 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
濱田 慎人	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日
殖田 隆貴	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日
治久丸 歩	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日
松永 佳祐	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日
藪田 真之介	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日
宮口 祥伍	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3-3	平成 29 年 8 月 24 日

熊本県告示第 1047 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	白梅荘短期入所生活介護事業所 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	4 3 1 1 0 0 3 2 6	平成 2 9 年 1 月 2 1 日	短期入所生活介護
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町 2 丁目 5 番 3 2 号	4 3 1 1 0 0 3 2 7	平成 2 9 年 1 月 2 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 1 0 4 8 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	白梅荘短期入所生活介護事業所 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	4 3 1 1 0 0 3 2 6	平成 2 9 年 1 月 2 1 日	短期入所生活介護
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜上外平 4 0 8 9 番地の 2	白梅の杜短期入所生活介護事業所 水俣市古賀町 2 丁目 5 番 3 2 号	4 3 1 1 0 0 3 2 7	平成 2 9 年 1 月 2 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 1 0 4 9 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 4 8 条の 3 第 1 項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人広徳会 水俣市袋宇鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	特別養護老人ホーム 和光苑 水俣市袋宇鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	4 3 1 1 0 0 3 2 8	平成 2 9 年 1 月 2 4 日	地域密着型介護老人福祉施設
社会福祉法人広徳会 水俣市袋宇鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	特別養護老人ホーム 生喜の里 水俣市月浦 9 2 8 番地 1	4 3 1 1 0 0 3 2 9	平成 2 9 年 1 月 2 4 日	地域密着型介護老人福祉施設
社会福祉法人広徳会 水俣市袋宇鳥越 2 5 0 1 番地 2 5 2	尚光苑 水俣市深川宇大野 1 0 2 0 番地 3	4 3 1 1 0 0 3 3 0	平成 2 9 年 1 月 2 4 日	地域密着型特定施設入居者生活介護

公 告

熊本県公告第 7 0 0 号

平成 3 0 年度及び平成 3 1 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の受付

(1) 申請方法

次のいずれかの方法によること。

ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）

イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）

(2) 受付期間

ア 郵送の場合

平成 3 0 年 1 月 4 日（木）から平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）まで（平成 3 0 年 1 月 1 7 日の消印有効）

イ 持参の場合

平成 3 0 年 1 月 1 2 日（金）から平成 3 0 年 1 月 2 6 日（金）まで

受付時間：午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

(3) 提出先

ア 郵送の場合

〒 8 6 2 - 8 5 7 0（県庁専用郵便番号）

熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格審査申請・県外工事）

イ 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 1 3 階 1 3 0 2 会議室

※ 商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日（来庁日）	頭文字	受付日（来庁日）
ア行	平成 3 0 年 1 月 1 2 日（金）	ナ行	平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火）
カ行	平成 3 0 年 1 月 1 5 日（月） 及び 1 6 日（火）	ハ行	平成 3 0 年 1 月 2 4 日（水）
サ行	平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水） 及び 1 8 日（木）	マ行	平成 3 0 年 1 月 2 5 日（木）
タ行	平成 3 0 年 1 月 1 9 日（金） 及び 2 2 日（月）	ヤラワ 行	平成 3 0 年 1 月 2 6 日（金）

2 審査対象期間

平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 9 月 3 0 日までの間に決算日が属する事業年度

3 提出書類及び提出部数

	提 出 書 類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書<県外工事> （正副 1 部ずつ計 2 部）	様式 1
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し（正 1 部） ※審査時まで当該通知書の送付を受けていない者にとっては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	社会保険等（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険をいう。以下同じ。）の加入状況が確認できる書類 健康保険・厚生年金保険 （ア）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書 （イ）保険料納付が確認できる書類（領収書又は納入証明書） ※審査基準日（平成 2 9 年 9 月 3 0 日、以下同じ。）を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日までに支払期限が到達している直近の保険料を納付したことを証するもの。 （ウ）建設国保等加入証明書（健康保険適用除外の場合）	

	<p>※日本年金機構から健康保険適用除外の承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）に加入していることを証するもの。 雇用保険 （ア）労働保険概算・確定保険料申告書 （イ）保険料納付が確認できる書類（領収書又は納入証明書） ※加入以降、平成 29 年 12 月 31 日までに支払期限が到達している保険料を納付したことを証するもの。</p>	
エ	<p>委任先がある場合にあっては、年間委任状（原本に限る。）（正 1 部） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。</p>	様式自由
オ	<p>使用印鑑届（原本に限る。）（正 1 部）</p>	様式 2
カ	<p>現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し（正 1 部）</p>	
キ	<p>委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 1 号別紙 2（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第 22 号の 2（第二面））の写し（正 1 部）</p>	
ク	<p>誓約書兼申請者等調書（正 1 部）</p>	様式 3
ケ	<p>法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式）（写し可） （正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のものに限る。</p>	
コ	<p>熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあっては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）別記第 28 号様式） （写し可）（正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のものに限る。</p>	
サ	<p>申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し（正 1 部）</p>	
シ	<p>中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあっては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（正 1 部）</p>	
ス	<p>個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 （正 1 部）</p>	様式 4

特記事項

- (1) 書類は、アからスまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- (2) 郵送による申請をする場合にあっては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形 3 号（定型）。82 円切手貼付）を同封すること。

4 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項（平成 15 年熊本県告示第 221 号）の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3 に掲げる提出書類（サに掲げるものを除く。）に不足がある場合のほか、社会保険等が未加入である者（その適用が除外されている者を除く。）及び次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所）に許可がない業種
ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成 30 年 3 月末までに文書で通知する予定である。

5 入札参加者資格の有効期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

6 注意事項

- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。
- (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又

は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。

- (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。

なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札ホームページを確認すること。
 熊本県市町村電子入札システムホームページ
 URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
 電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
 電話 096-373-2032

- 7 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

熊本県公告第701号

平成30年度及び31年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
次のいずれかの方法によること。
ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
ア 郵送の場合
平成30年1月4日（木）から平成30年1月17日（水）まで（平成30年1月17日の消印有効）
イ 持参の場合
平成30年1月12日（金）から平成30年1月26日（金）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 提出先
ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格審査申請：測量・建設コンサルタント等）
イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階1302会議室
※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日（来庁日）	頭文字	受付日（来庁日）
ア行	平成30年1月12日（金）	ナ行	平成30年1月23日（火）
カ行	平成30年1月15日（月） 及び16日（火）	ハ行	平成30年1月24日（水）
サ行	平成30年1月17日（水） 及び18日（木）	マ行	平成30年1月25日（木）
タ行	平成30年1月19日（金） 及び22日（月）	ヤラワ行	平成30年1月26日（金）

- 2 審査対象期間
平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に決算日が属する事業年度。ただし、新規設立法人で平成29年10月1日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
 - (1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
ア 測量一般（測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）をいう。）

- イ 地図の調整（測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。）
- ウ 航空測量（航空機等を使用して空中から行う測量をいう。）
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築一般（建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - イ 意匠（建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
 - ウ 構造（建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
 - エ 暖冷房（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）
 - ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）
 - ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）
 - コ 調査（アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）
 - サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）
 - イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）
 - ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）
- (6) 白あり駆除関係業務

4 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> (正副1部ずつ計2部)	様式1
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表(正1部)	様式2
ウ	委任先がある場合にあつては、年間委任状(原本に限る。) (正1部) ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
エ	使用印鑑届(原本に限る。)(正1部)	様式3
オ	誓約書兼申請者等調書(正1部)	様式4
カ	登録証明書等の写し(正1部) (ア)測量業務の申請者 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を証する書面の写し (イ)建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の申請者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による登録を証する書面の写し (ウ)その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)及び不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
キ	測量等実績調書(正1部)	様式5
ク	技術者資格等一覧表(正1部)	様式6
ケ	技術者経歴書(正1部)	様式7
コ	法人にあつては、商業登記の履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては、市町村発行の身分(身元)証明書の写し(正1部) ※発行後、3か月以内のものに限る。	

サ	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式）（写し可）（正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のものに限る。	
シ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）別記第 28 号様式）（写し可）（正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のものに限る。	
ス	申請日現在において、ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合にあつては、申請日現在において有効な審査登録証（ISO の認証機関である公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの）等の写し（正 1 部） （※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが分かる書類（付属書・組織図等）を添付すること。	
セ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し（正 1 部）	
ソ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（正 1 部）	
タ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（正 1 部）	様式 8

特記事項

- (1) 書類は、アからタまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- (2) 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形 3 号（定型）。82 円切手貼付）を同封すること。

5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4 に掲げる提出書類（セを除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前の 2 か年において実績がない業種（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要）
 イ 測量法第 55 条の規定による登録がない場合の測量業務
 ウ 建築士法第 23 条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
 エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成 30 年 3 月末までに文書で通知する予定である。

6 入札参加者資格の有効期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

7 注意事項

- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。
- (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
- (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
 なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札ホームページを確認すること。
 熊本県市町村電子入札システムホームページ
 URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
 電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
 電話 096-373-2032

8 その他

申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。

9 問合せ先

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本県土木部監理課建設業班

電 話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5

F A X 0 9 6 - 3 8 1 - 5 4 0 4

熊本県公告第 7 0 2 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成 3 0 年 度 自 動 車 税 納 税 通 知 書 等 作 成 に 係 る 業 務 委 託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館 3 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- (4) 業務の内容
自動車税納税通知書等作成に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
契約締結の日から平成 3 0 年 9 月 2 8 日（金）まで
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の (1) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間に降も随時受け付けるが、3 (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日（金）午後 5 時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1 (3) の入札担当部局
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 「プライバシーマーク制度の認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「プライバシーマーク制度の認定」若しくは「情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を P D F 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に(1) イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日（火）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

(4) 提出先

1 (3) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 3 0 年 1 月 1 8 日（木）まで取得できる。また、帳票サンプル・印字用データのファイルレイアウトの閲覧については、1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）午後 5 時まで閲覧可能とする。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 3 0 年 1 月 1 8 日（木）午前 1 0 時

(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）（必着）までに 1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の委託の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の委託の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合は、これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班

電話番号 096-333-2101

ファックス番号 096-387-4901

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を含める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for

- fiscal 2018
- (2) Date and Place for tender
Date: January 18, 2018, 10:00
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management Section, Taxation Division,
(3rd floor of Prefectural Government Main Building)
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2101
- (4) Others
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 7 0 3 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 8 条第 1 項の規定により、県営和水西部地区（小田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水西部地区（小田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 9 年 1 2 月 4 日から平成 3 0 年 1 月 4 日まで
- 3 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第 7 0 4 号

砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 5 条第 1 項の規定により実施した平成 2 9 年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

1、2、3、4

熊本県公告第 7 0 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 8 条第 1 4 項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第 1 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 意見の聴取の期日
平成 2 9 年 1 2 月 7 日（木）午後 6 時から
- 2 意見の聴取の場所
上益城郡益城町惣領 1 5 3 9 番 4 惣領四町内公民館
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
株式会社コスモス薬品の申請に係る上益城郡益城町惣領字西宅地 1 0 8 9 番 3 ほか 7 筆における物品販売店舗の新築

熊本県公告第 7 0 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角 2 0 8 6 番 5 1、同 2 0 8 6 番 1 7 0、同 2 0 8 6 番 1 9 1、同 2 0 8 6 番 2 1 9、同 2 0 8 6 番 2 2 0、同 2 0 8 6 番 2 5 6、同 2 0 8 6 番 2 5 7、同 2 0 8 6 番 2 5 8、同 2 0 8 6 番 2 5 9 及び同 2 0 8 6 番 2 6 0

- 3, 345.06 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
熊本市東区沼山津二丁目4番28号
株式会社益城宅建

熊本県公告第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下前通5544番1、同5545番1、同5545番3、同5550番2及び同5551番1
1, 717.70 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第708号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字日嶽950番10、同950番21、同950番30、同950番47、同950番48、同950番49、同950番50、同950番51、同950番52、同950番53、同950番54、同950番55、同950番56、同950番57、同950番58、同950番59、同950番60、同950番61、同950番62、同950番63、同950番64、同950番65、同950番66、同950番67、同950番68、同950番69、同950番70、同950番71、同950番72、同950番73、同950番74、同字下山下856番1、同856番2、同856番3、同856番4、同856番5、同856番6、同856番7、同856番8、同857番2、同857番3、同857番4、同857番5、同857番6、同857番7、同857番8、同857番9、同857番10、同857番11、同857番12、同857番13、同857番14、同857番15、同857番16、同857番17、同857番18、同857番19、同857番20、同857番21、同857番22、同857番23、同857番24、同857番25、同857番26、同858番3、同858番9、同860番1、同860番2、同860番3、同860番4、同860番5、同860番6、同860番7、同860番8、同860番9、同861番2、同861番3、同861番4、同861番5、同861番6、同861番7、同862番1、同862番2、同862番3、同862番4、同866番1、同866番2、同866番3、同866番4、同866番5、同866番6、同870番1、同870番2、同870番3、同870番4、同字鐘撞836番1、同836番2、同836番3、同836番4、同836番5、同836番6、同836番7、同836番8、同836番9、同836番10、同836番11、同836番12、同838番3の一部、同854番の一部、同字橋本805番、同805番2、同805番3並びに里道及び水路の一部
18, 654.07 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
荒尾市大島103番地の2
有限会社日新商会

熊本県公告第709号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第4回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成29年12月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	5 2 0 . 3 0
	菊池川土砂流出防備保安林	1 2 1 . 9 2
	菊池川干害防備保安林	0 . 0 8
	菊池川保健保安林	3 . 3 5
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 3 6 . 1 0
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	4 2 . 6 4
	阿蘇地区保健保安林	2 0 . 9 0
	小国地区水源かん養保安林	8 9 . 2 0
	小国地区土砂流出防備保安林	2 5 . 0 2
	大野川水源かん養保安林	6 0 . 0 7
	大野川土砂流出防備保安林	1 3 . 9 9
	緑川水源かん養保安林	6 8 7 . 9 5
	緑川土砂流出防備保安林	6 6 . 2 6
	緑川干害防備保安林	1 . 8 8
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	2 5 . 6 4
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7 . 6 0
	宇城地区水源かん養保安林	2 1 1 . 6 1
宇城地区土砂流出防備保安林	1 5 . 6 4	
球磨川森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1 , 0 9 0 . 4 7
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	2 3 . 4 2
	氷川・五家荘地区保健保安林	3 . 4 4
	城南地区水源かん養保安林	2 9 0 . 1 7
	城南地区土砂流出防備保安林	9 4 . 7 9
	球磨地区水源かん養保安林	3 , 6 0 6 . 4 0
	球磨地区土砂流出防備保安林	4 8 7 . 4 2
	球磨地区落石防止保安林	0 . 2 8
	球磨地区防風保安林	0 . 8 0
	球磨地区保健保安林	5 5 . 2 6
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	3 8 0 . 5 0
	天草地区土砂流出防備保安林	1 4 6 . 2 2
	天草地区保健保安林	6 2 . 0 8